

## 言葉の違いを理解しよう 「義援金」と「支援金」の話

平成 28 年 7 月 作成



前回のコラムでは、寄附金控除についてのお話をしました。今回はこの「寄附」のうち、「義援（捐）金」・「支援金」の違いについてもう少し用語説明をしたいと思います。

そもそも「寄附」とは、公益事業等を行う者に金銭その他の財産を無償で提供することをいいます。無償ということなので、その財産の提供に対して何らかの財産的な見返り等があるものは所謂「寄附」とはならないこととなります（例：宝くじなど）。

今回のような震災があった場合に行われる「義援金」・「支援金」などは、基本的に無償で財産を適用することとなり「寄附」にあたります。そのほか政党等への資金提供なども「寄附」行為ということになります。しかし、寄付はこれらの法人や団体へのものだけでなく、一般の事業会社等への財産の無償提供も「寄附」行為です。ただ、**所得税法上の寄付控除の対象となるかどうかについては、一定の公共性のある事業団体への寄付に限られる**ということです。寄付控除の内容については前回のコラム No. 049 をご覧ください。

さて、前置きが長くなりましたが、「義援金」と「支援金」、言葉はとてもよく似ていますが、明確な違いがあります。勿論、被災地や被災者のために使われるという意味では大きな違いはありません。以下にその違いを簡単に表形式で示します。

	義 援 金	支 援 金
意 味	被災者を支援するために、日本赤十字・中央共同募金会等を通じて被災者へ分配される。	被災地で支援活動を行うNPO法人やボランティア団体の活動資金となる。
被災地での使用	復旧活動には使用されず、被災者へ分配される。	復旧活動や救助活動のために使用される。
配 分 方 法	被災地の自治体が設置した義援金配分委員会によって公平・平等に被災者へ配分される。	支援団体がそれぞれの判断により使途を決定して支援活動を行う。
活用までの時間	被災地の状況を把握した後に配分するため、時間がかかる。	支援団体の判断により即時に活用される。

このように、「**義援金**」は被災者へ**直接現金として支援**されますが、その**支給までには時間がかかる難点**があります。また、「支援金」は各支援団体の判断により、**即時に支援活動の為に使用される**が、その**使用方法は各団体の判断に任される**ため、その使用方法を**支援者が指定することは困難**であることがあります。

**直接現金として受け取れ、使途を被災者が選択できるありがたさが義援金にはありますし、即時に救援活動等に使用される即時性が支援金にはあります。**どちらも必要なことは間違いありません。また、**義援金の配分についてはその配分状況が各市区町村等から、支援金の使用状況については各支援団体からそれぞれ公表**されます。

特に災害があるたびに問題となるのが、支援物資です。たくさんの支援物資が直接届くのも、もちろんありがたいことだとは思いますが、毎回多くの支援物資、特に食料に関しては配分がうまく行えず、大量に廃棄される状況が報道されます。せっかくの気持ちが無駄になってしまうのはとても悲しいことです。これらについても専門家に資金を預けて活動自体は任せるとするのも選択肢の一つです。

折角被災地を支援する気持ちがあるのですから、その支援した気持ちがどのように使われるのかにも関心を持っていただけたらと思います。